

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う

ため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年8月18日 ～ 令和10年8月17日 までの3年間

2.内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

1. 令和7年8月～ 法に基づく諸制度の調査
2. 令和7年9月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員へ周知

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

【対策】

1. 令和7年8月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
2. 令和7年9月～ 研修内容の検討
3. 令和7年9月～ 研修の実施